

〈報道発表資料〉

健康福祉部 社会福祉課

担当 課長 鈴木

電話 048-996-2111 (内線 259)

E-mail: shakaifukushi@city.yashio.lg.jp



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する予算を

1月19日に専決処分

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）を給付するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、給付に関して必要となる予算を令和4年1月19日に専決処分しました。

1 具体的な予算額

・職員手当等（職員の時間外勤務手当）	780,000円
・旅費（職員の研修会参加等への旅費）	24,000円
・需用費（消耗品の購入や封筒などの印刷製本費）	611,000円
・役務費（郵送料や振込手数料など）	10,131,000円
・委託料（申請受付等の業務委託料など）	66,505,000円
・負担金、補助及び交付金 （臨時特別給付金として12,000世帯を想定）	1,200,000,000円

合 計 1,278,051,000円

※令和3年度末までの事業完了が難しいことから、繰越明許費を設定します。

2 国からの補助金

予算の合計額1,278,051,000円については、全額国庫補助金の交付を受ける予定です。

3 参考資料

別添「令和3年度八潮市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分について」

令和3年度八潮市一般会計補正予算（第12号）に係る専決処分について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年1月19日に専決処分したものである。

補正予算の主な内容

補正前予算規模	39,413,005千円
今回補正規模	1,278,051千円
補正後予算規模	40,691,056千円

1 歳入

- (1) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金について予算化する。 1,200,000千円
(2) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金について予算化する。 78,051千円

2 歳出

- (1) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に係る経費を予算化する。 1,278,051千円
- ・時間外勤務手当 (780千円)
 - ・普通旅費 (24千円)
 - ・消耗品費 (382千円)
 - ・印刷製本費 (229千円)
 - ・通信運搬費 (3,355千円)
 - ・手数料 (6,776千円)
 - ・臨時特別給付金申請受付等業務委託料 (46,265千円)
 - ・臨時特別給付金情報処理等業務委託料 (20,240千円)
 - ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (1,200,000千円)

3 繰越明許費

- 令和3年度末までの完了が難しい事業について、繰越明許費を追加する（1件）。
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課 長嶋
電話 048-996-2111 内線380